

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 目次

### 規 則

- 北海道職員倫理規則の一部を改正する規則..... (人事課) 139
- 北海道知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則..... (法制文書課) 140
- 北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則..... (住宅課) 140

### 北 海 道

#### 北海道教育委員会 訓令

#### 北海道警察本部

- 北海道青少年健全育成推進本部設置規程の一部を改正する訓令  
..... (生活文化・青少年室) 141

### 告 示

- 平成15年度第3回北海道アウトドアガイド試験の実施..... (地域政策課) 141
- 北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則の規定による知事が指定する区域  
..... (環境政策課) 141
- 生活保護法による医療機関の指定..... (保護課) 142
- 生活保護法による指定医療機関等の変更(廃止、休止)の届出..... (保護課) 142
- 生活保護法による施術期間の指定..... (保護課) 142
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項(変更)の届出(2件)..... (地域産業課) 142
- 土地改良法による道営換地計画の変更..... (農地調整課) 143
- 肥料の登録..... (農業改良課) 143
- 定置漁業の漁場計画..... (漁業管理課) 143
- 知事権限に係る保安林の指定の予定(2件)..... (治山課) 144
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課) 145
- 土地収用法による事業の認定..... (建設部総務課) 146
- 公共測量の終了の通知..... (建設部総務課) 147
- 道路の区域の変更..... (道路整備課) 147
- 道路の供用の開始..... (道路整備課) 147
- 道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課) 147
- 土地区画整理事業に係る換地処分届出..... (都市環境課) 148

### 公 表

- 平成15年度地方臨時種畜試験の実施..... (酪農畜産課) 148

### 支 庁 告 示

- 建築基準法による一定の複数建築物の認定..... 148

### 道立中央水産試験場告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... 149

### 道立釧路水産試験場告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... 149

### 道 議 会 告 示

- 北海道議会議員の資産等の公開に関する規程の一部改正..... 149

### 道教育委員会教育長告示

- 特定調達契約に係る入札の公告..... 150

### 道教育庁上川教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... 151

### 道選挙管理委員会告示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正..... 151
- 海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数..... 152
- 政治団体の設立の届出(平成15年11月分)..... 152
- 政治団体の届出事項の異動届出(平成15年11月分)..... 152
- 政治団体の解散の届出(平成15年11月分)..... 154
- 資金管理団体の指定の届出(平成15年11月分)..... 154
- 資金管理団体の届出事項の異動届出(平成15年11月分)..... 154
- 資金管理団体の指定取消しの届出(平成15年11月分)..... 154

### 道公安委員会告示

- 遊技機の認定及び型式の検定等の告示..... 155

### 道警察本部告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... 158

## 規 則

北海道職員倫理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年12月26日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第130号

北海道職員倫理規則の一部を改正する規則

北海道職員倫理規則(平成12年北海道規則第158号)の一部を次のように改正する。

育てよう一人一人の  
人権意識  
身近なことから人権を  
考えてみませんか

別表第1中第17号を第18号とし、第4号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

4 産業政策推進室長

別記第3号様式中「商品先物取引の事業所得」を「先物取引の事業所得」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道職員倫理規則別記第3号様式の規定は、平成16年分以後の所得に係る所得等報告書について適用し、平成15年分以前の所得に係る所得等報告書については、なお従前の例による。

北海道知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年12月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第131号

北海道知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

北海道知事の資産等の公開に関する規則（平成7年北海道規則第96号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「商品先物取引の事業・雑所得」を「先物取引の事業・雑所得」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道知事の資産等の公開に関する規則の規定は、平成16年分以後の所得に係る所得等報告書について適用し、平成15年分以前の所得に係る所得等報告書については、なお従前の例による。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年12月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第132号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表道公営住宅の部石狩市の項中「491」を「509」に改め、同部函館市の項中「1,961」を「1,899」に改め、同部赤平市の項中「112」を「132」に改め、同部旭川市の項中「1,464」を「1,432」に改め、同部留萌市の項中「348」を「343」に改め、同部苫小牧市の項中「894」を「934」に改め、同部伊達市の項中「192」を「222」に改め、同部帯広市の項中「954」を「950」に改める。

別表第1の2の表駐車場の部赤平市の項中「54」を「74」に改め、同部留萌市の項中「292」を「317」に改め、同部苫小牧市の項中「380」を「416」に改め、同部伊達市の項中「120」を「150」に改め、同部帯広市の項中「649」を「669」に改め、同表集会所の部石狩市の項中「2」を「3」に改める。

別表第4赤平市の部中「文京団地駐車場」

2,030円	を	文京団地駐車場	2,030円
		豊丘南団地駐車場	2,030円

に改め、同表留萌市の部中「野本団地駐車場」

2,030円	を	野本団地駐車場	
		泉団地駐車場	

2,030円に改め、同表苫小牧市の部中「大成団地駐車場」

2,540円	を	大成団地駐車場	
		錦岡団地駐車場	

2,540円に改める。

<p><b>附 則</b> この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p><b>北海道告示第2189号</b> 北海道アウトドア活動振興条例（平成13年条例第55号）第9条の規定により、平成15年度第3回北海道アウトドアガイド試験を次のとおり実施する。 平成15年12月26日 北海道知事 高橋 はるみ</p>
<p style="text-align: center;"><b>北 海 道 北海道教育委員会 訓 令 北海道警察本部</b></p>	<p>1 試験日時、試験地等 (1) 試験日時 平成16年2月13日（金）午前9時から午後5時30分まで (2) 試験地 札幌市、旭川市、帯広市及び釧路市 (3) 試験場所 受験票により受験者に通知する。</p>
<p><b>北 海 道 北海道教育委員会訓令第2号 北海道警察本部</b></p> <p style="text-align: right;">庁 中 一 般 部 局</p> <p>北海道青少年健全育成推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成15年12月26日</p> <p style="text-align: right;">北 海 道 知 事 高 橋 はるみ 北海道教育委員会委員長 島 津 宏 興 北海道警察本部長 芦 刈 勝 治</p> <p>北海道青少年健全育成推進本部設置規程の一部を改正する訓令 北海道青少年健全育成推進本部設置規程（昭和40年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「本部長は、」を「副本部長は、」に、「副知事を、副本部長は」を「副知事、」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。</p> <p>2 本部長は、知事をもって充てる。 第9条を第10条とする。 第8条第3項中「第7条まで」を「第6条まで及び前条」に改め、同条を第9条とする。 第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。 （専門部会）</p> <p><b>第7条</b> 本部は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。</p> <p>2 専門部会は、知事の事務部局、教育庁及び警察本部の関係課等の主幹（主幹相当職を含む。）のうちから本部長の指定する者をもって構成する。</p> <p><b>附 則</b> この訓令は、平成16年1月1日から施行する。</p>	<p>2 試験科目及び試験方法 詳細は、受験案内によること。</p> <p>3 受験資格 詳細は、受験案内によること。</p> <p>4 受験申込（案内）書の交付期間、提出先及び受付期間 (1) 交付期間 平成16年1月26日（月）まで (2) 提出先 北海道総合企画部地域振興室地域政策課 (3) 受付期間 平成16年1月5日（月）から26日（月）まで なお、郵送等の場合は、平成16年1月26日（月）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。 また、受験に関する書類を受理した後は、これを返還しない。 書類に不備があった場合には、受験できないので注意すること。</p> <p>5 合格発表 平成16年3月17日（水）本庁及び各支庁において受験番号を掲示して発表する。 なお、合格者には、合格証書を送付する。</p> <p>6 北海道アウトドアガイド試験の詳細については、受験案内によること。 なお、受験案内を北海道のホームページ(<a href="http://www.pref.hokkaido.jp">http://www.pref.hokkaido.jp</a>)上に掲載する。</p> <p><b>北海道告示第2190号</b> 北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則（平成15年北海道規則第125号）第5条の規定により、知事が指定する区域を次のとおり定め、平成16年4月1日から施行する。 平成15年12月26日 北海道知事 高橋 はるみ</p> <p>釧路市の区域のうち、米町1丁目から米町4丁目まで、北大通1丁目から北大通14丁目まで、錦町2丁目、新富士町6丁目、昭和町1丁目、春湖台、美原1丁目から美原5丁目まで、星が浦南1丁目から星が浦南3丁目まで、芦野1丁目から芦野5丁目まで、文苑1丁目から</p>
<p style="text-align: center;"><b>告 示</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>北 海 道 公 報</b></p>

文苑4丁目まで並びに昭和、昭和町1丁目、治水町、東川町及び愛国の各地先の区域

北海道告示第2191号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

なお、住所及び指定年月日は、北海道保健福祉部保護課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成15年12月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- |                       |                          |
|-----------------------|--------------------------|
| 五稜郭大村美容形成クリニック（函館市）   | はざま小児科クリニック（室蘭市）         |
| 野尻内科・消化器科クリニック（室蘭市）   | たに内科クリニック（名寄市）           |
| 医療法人社団くにもと内科循環器科（登別市） | かみいそこどもクリニック（上磯町）        |
| 長沼内科消化器科（長沼町）         | 医療法人社団仲川内科胃腸科医院（静内町）     |
| 藤堂歯科医院（富良野市）          | 長谷川歯科医院（鹿部町）             |
| さくらおか歯科（剣淵町）          | 社会福祉法人北海道社会事業協会洞爺病院（虻田町） |
| いずみ歯科クリニック（平取町）       | ふなき歯科（三石町）               |
| 高橋歯科メモリアル（音更町）        | 3丁目歯科（池田町）               |
| すずか調剤薬局（帯広市）          | 有限会社林調剤薬局（帯広市）           |
| こすげ薬局（夕張市）            | あざぶ調剤薬局（名寄市）             |
| 伊達いづみ調剤薬局（伊達市）        | アイン薬局東室蘭店（室蘭市）           |
| 有限会社プログレスみやのもり薬局（室蘭市） | 有限会社中島薬局（室蘭市）            |
| わかば薬局（上磯町）            | 赤いひまわり薬局（追分町）            |
| 風連調剤薬局（風連町）           | りんどう薬局（中標津町）             |

北海道告示第2192号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定により、指定医療機関等から次のとおり届出があった。

なお、住所及び届出年月日は、北海道保健福祉部保護課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成15年12月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 変更の届出
  - 医療法人社団稲田整形外科医院（変更後（住居表示）北見市北進町1丁目12番23号）
  - 医療法人社団高橋歯科医院（変更後（住居表示）北見市北進町1丁目12番24号）
  - ひがし十勝病院（変更後（医療機関・開設者名称）医療法人社団宏翔館十勝の杜病院・医療法人社団宏翔館）
- 廃止の届出
  - くにもと内科循環器科（登別市）
  - 石狩北クリニック（石狩市）

- |                      |                |
|----------------------|----------------|
| 医療法人社団仲川内科小児科医院（静内町） | 松井歯科医院（帯広市）    |
| 藤堂歯科医院（富良野市）         | 日野歯科（早来町）      |
| 歌笛歯科医院（三石町）          | 高橋歯科メモリアル（音更町） |
| こすげ薬局（夕張市）           | 有限会社中本薬局（芦別市）  |

3 休止の届出

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| 帯広市立病院（歯科）（帯広市） | ミナト薬局（函館市） |
|-----------------|------------|

北海道告示第2193号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術機関を次のとおり指定した。

なお、住所及び指定年月日は、北海道保健福祉部保護課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成15年12月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| コマバ治療院（函館市）       | しおみ接骨院（小樽市） |
| 森はり灸マッサージ治療院（釧路市） | 安藤整骨院（足寄町）  |

北海道告示第2194号

大規模小売店舗立地法（平成11年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年4月26日までに北海道宗谷支庁経済部商工労働観光課に到着するように提出することができる。

平成15年12月26日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - フレスポ稚内 稚内市朝日2丁目2183-19の内、2183-77、2555-1
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - 共栄グラベラーズ株式会社 代表取締役 尾崎 正剛 稚内市朝日2丁目1番21号
- 変更した事項
  - ア 大規模小売店舗の名称
    - （変更前）（仮称）クレッセ稚内 （変更後）フレスポ稚内
  - イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)大和工商リース株式会社 代表取締役社長 梶本 六夫  
大阪府大阪市中央区本町橋 5 番20号

(変更後)共栄グラベラーズ株式会社 代表取締役 尾崎 正剛  
稚内市朝日 2 丁目 1 番21号

(4) 変更の年月日 平成15年11月21日

(5) 変更する理由 店舗賃貸事業計画の仕組みを変更することにより、建物の所有者が  
変更になったため

2 届出年月日 平成15年12月10日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道宗谷支庁経済部商工労働観光課

(2) 縦覧期間 平成15年12月26日(金)から平成16年4月26日(月)まで(日曜日、土  
曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休  
日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。午前8時45分から午後  
5時15分まで)

#### 北海道告示第2195号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大  
規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域  
の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成16年4  
月26日までに北海道網走支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年12月26日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラルズマート本町店

北見市本町 4 丁目 3 番地 1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の  
氏名

株式会社ラルズ 代表取締役 横山 清 札幌市豊平区平岸 1 条 1 丁目 9 番 6 号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって  
は代表者の氏名

(変更前)株式会社ラルズ 代表取締役 横山 清

札幌市豊平区平岸 1 条 1 丁目 9 番 6 号

(変更後)株式会社道東ラルズ 代表取締役 渡邊 友則  
北見市卸町 3 丁目 3 番地 3

(4) 変更の年月日 平成15年12月1日

(5) 変更する理由 小売業者変更のため

2 届出年月日 平成15年12月15日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道網走支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間 平成15年12月26日(金)から平成16年4月26日(月)まで(日曜日、土  
曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休  
日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。午前8時45分から午後  
5時15分まで)

#### 北海道告示第2196号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第5項の規定により、新篠津村川下地区  
の換地計画の変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩支庁に備え置いて、平成15年12月26日から20日間、一般の縦  
覧に供する。

平成15年12月26日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道告示第2197号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定により、次の肥料を登録した。

平成15年12月26日

北海道知事 高橋 はるみ

登録番号	肥料の 種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録年月日
					名称	住所	
北海道 第2860号	消石灰	65.0消石灰	アルカリ分65.0	該当なし	浦河石灰工業 株式会社	浦河郡浦河町西 幌別276番地	平成15.12.16
北海道 第2861号	生石灰	85.0生石灰	アルカリ分85.0	該当なし	浦河石灰工業 株式会社	浦河郡浦河町西 幌別276番地	同

#### 北海道告示第2198号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、定置漁業の免許について、  
免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成15年12月26日

北海道知事 高橋 はるみ

1 釧路十勝海区

- (1) 免許予定日 平成16年3月31日
- (2) 申請期間 平成15年12月26日から平成16年1月26日午後5時まで
- (3) 存続期間 免許の日から平成20年12月31日  
 （免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件は、釧路支庁経済部水産課、十勝支庁経済部水産課及び釧路十勝海区漁業調整委員会に備え置いて縦覧に供する。）

2 根室海区

- (1) 免許予定日 平成16年3月31日
- (2) 申請期間 平成16年1月10日から平成16年2月9日午後5時まで
- (3) 存続期間 免許の日から平成20年12月31日  
 （免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件は、根室支庁経済部水産課及び根室海区漁業調整委員会に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2199号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年12月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 虻田郡豊浦町字青山1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2200号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年12月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 寿都郡寿都町字樽岸町浜中45の2（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 指定の目的 公衆の保健
  - (3) 指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁経済部林務課及び寿都町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 留萌郡小平町字寧楽476（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 指定の目的 干害の防備
  - (3) 指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌支庁経済部林務課及び小平町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡穂別町字長和472の1（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 指定の目的 干害の防備
  - (3) 指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び穂別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

4(1) 保安林予定森林の所在場所 広尾郡大樹町字晩成33の1・33の2・33の4・33の6・34の1・105の1・105の3 (以上7筆について次の図に示す部分に限る。)、1の1、2の11、字生花3の1、3の2、5、6の1、7、8の1、9の1、33の5、34の1、35の6、994

(2) 指定の目的 魚つき

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝支庁経済部林務課及び大樹町役場に備え置いて縦覧に供する。)

5(1) 保安林予定森林の所在場所 十勝郡浦幌町字川流布101・103 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、102、104、105、字相川282 (次の図に示す部分に限る。)、298の1

(2) 指定の目的 干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字川流布101・103 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、104、105

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝

支庁経済部林務課及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第2201号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成15年12月26日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡上川町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

上川町 (次の図に示す部分に限る。)

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

上川町 (次の図に示す部分に限る。)

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡上川町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

上川町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

上川町（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

5(1) 指定施業要件変更予定保安林 次に掲げる告示で定めるところによる。

の所在場所と指定の目的 昭和56年8月28日農林水産省告示第1303号6

(2) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法 変更しない。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

6(1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡上川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

上川町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第2202号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成15年12月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 起業者の名称 訓子府町
- 2 事業の種類 訓子府墓地拡張造成事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 常呂郡訓子府町字穂波地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業認定の理由 次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、北海道建設部総務課及び起業地の市町村に備え置いて、縦覧に供する。）

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 訓子府町役場

**北海道告示第2203号**

稚内開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成15年12月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 平成15年9月26日から12月1日まで
- 3 作業地域 豊富町

**北海道告示第2204号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年12月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
当別浜益港線 北海道札幌土木現業所	石狩郡当別町六軒町36番1地先から 石狩郡当別町六軒町10番3地先まで		前	20.76mから 28.50mまで	825.00m	—
			後	26.20mから 33.00mまで	825.00m	—
旭川芦別線 北海道札幌土木現業所	旭川市神居町豊里45番1地先から 旭川市神居町豊里43番1地先まで		前	21.77mから 26.77mまで	96.58m	—
			後	21.39mから 25.00mまで	96.58m	—
泉沢新千歳空港線 北海道札幌土木現業所	千歳市泉沢1007番143地先から 千歳市美々2187番1地先まで 千歳市泉沢1007番143地先から 千歳市平和380番36地先まで		前	5.45mから 69.95mまで	2,331.52m	—
			前	31.00mから 76.13mまで	1,787.00m	—
			後	31.00mから 76.13mまで	1,787.00m	—
熱郭白井川線 北海道小樽土木現業所	寿都郡黒松内町熱郭65番9地先から 寿都郡黒松内町熱郭3番3地先まで		前	25.60mから 42.00mまで	283.00m	—
			後	25.60mから 42.00mまで	283.00m	—
			後	14.80mから 44.00mまで	330.00m	—

清原喜茂別線 北海道小樽土木現業所	虻田郡喜茂別町字金山152番1地先 から虻田郡喜茂別町字金山62番1地 先まで		前	10.50mから 33.50mまで	1,500.00m	—
			前	10.50mから 27.00mまで	797.00m	—
	虻田郡喜茂別町字金山152番1地先 から虻田郡喜茂別町字金山95番3地 先（河川敷地）まで		後	10.50mから 33.50mまで	1,500.00m	—
			後	10.50mから 33.50mまで	1,370.00m	—

**北海道告示第2205号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。  
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年12月26日

北海道知事 高橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 小樽環状線	小樽市塩谷3丁目166番5地先から小樽市塩谷3丁目143番2地先まで	平成15.12.26
道道 小樽定山溪線	小樽市朝里川温泉1丁目339番1地先から小樽市朝里川温泉2丁目681番1地先まで	同

**北海道告示第2206号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年12月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
島牧美利河線 北海道小樽土木現業所	島牧郡島牧村字豊平182番4地先（河 川敷地）から島牧郡島牧村字豊平184 番1地先（河川敷地）まで		前	19.20mから 81.20mまで	161.50m	—
			後	19.20mから 81.20mまで	161.50m	—
			後	9.20mから 22.50mまで	169.80m	—
			前	23.30mから 35.80mまで	219.45m	—

後 23.30mから 219.45m —  
35.80mまで

後 18.30mから 227.96m —  
35.80mまで

**北海道告示第2207号**  
 帯広市から、帯広圏都市計画事業帯広駅周辺土地区画整理事業に係る換地処分をした旨、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定による届出があった。  
 平成15年12月26日  
 北海道知事 高 橋 はるみ

公 表

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する地方臨時種畜検査を次のとおり行う。  
 平成15年12月26日  
 北海道知事 高 橋 はるみ

支庁名	検 査 の 期 日	市町村名	位 置	家畜の種類
石 狩	3月5日	江 別 市	岩 田 淳 一	乳用牛
同	同	北 広 島 市	社団法人ジェネティクス北海道	肉用牛
渡 島	3月8日	八 雲 町	有限会社桜野牧場	同
同	同	森 町	佐藤農場	馬
同	同	砂 原 町	中村牧場、加藤牧場	同
同	同	大 野 町	島津畜産	同
同	3月9日	恵 山 町	野呂牧場	同
同	同	函 館 市	鈴木牧場、大国牧場、長谷川牧場、土谷牧場、酒井牧場、木村牧場、佐藤牧場、庭牧場、渡島家畜保健衛生所	同
檜 山	3月1日	上ノ国町	有限会社上ノ国肉牛センター	肉用牛
同	3月12日から17日まで	今 金 町	河 島 藤 雄	馬
後 志	1月21日	黒松内町	有限会社日東農場	肉用牛
同	2月2日	仁 木 町	有限会社ビクトリーパーク	豚
空 知	3月1日	長 沼 町	田 原 欣 一	馬
宗 谷	2月4日	稚 内 市	本田牧場	肉用牛
網 走	1月20日	訓子府町	龍田農場	乳用牛
同	3月30日	網 走 市	竹内農場、エミューふれあい牧場	馬
胆 振	1月20日	早 来 町	社台スタリオンステーション	同

同	1月27日	鶴 川 町	フラット牧場	同
同	1月30日	白 老 町	日本軽種馬協会胆振種馬場	同
同	2月18日	早 来 町	社台スタリオンステーション	同
同	2月20日	白 老 町	日本軽種馬協会胆振種馬場	同
同	3月15日	登 別 市	胆振家畜保健衛生所	同
同	3月19日	穂 別 町	田村牧場、清瀬牧場	同
日 高	2月3日	浦 河 町	日高スタリオンステーション	同
同	2月4日	新 冠 町	新冠農協畜産センター	同
同	2月6日	門 別 町	日高軽種馬農協	同
同	2月26日、3月2日、3日	静 内 町	日高家畜保健衛生所	同
同	3月4日	三 石 町	橋本牧場	同
同	3月5日	平 取 町	平取町役場	同
同	3月17日、19日、29日、30日	静 内 町	日高家畜保健衛生所	同
十 勝	1月23日	帯 広 市	株式会社十勝家畜人工授精所	乳用牛
同	2月25日	同	帯広競馬場	馬
同	3月3日	足 寄 町	足寄町役場前	同
同	同	本 別 町	本別町役場前	乳用牛
同	3月4日	池 田 町	池田町役場前	肉用牛
同	同	幕 別 町	幕別町役場前	肉用牛、馬
同	同	帯 広 市	帯広市農業技術センター前	馬
同	3月5日	清 水 町	社団法人ジェネティクス北海道十勝事業所	乳用牛、肉用牛
釧 路	1月20日	標 茶 町	標茶農協前	馬
同	2月4日	阿 寒 町	阿寒農協前	同
根 室	2月16日	根 室 市	根室市役所歯舞支所前	肉用牛
同	2月17日	別 海 町	中春別福祉館前	同
同	2月18日	同	根室集散地家畜市場	馬

支 庁 告 示

**北海道石狩支庁告示第29号**  
 建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、次のとおり一定の複数建築物を認定した。  
 平成15年12月26日  
 北海道石狩支庁長 渡 部 道 博

1 認 定 番 号	第15 - 1号
2 認 定 年 月 日	平成15年12月17日
3 対 象 区 域	石狩市花川南4条3丁目1、2のうち、4のうち

4 申請者の住所及び氏名 石狩市長 田岡 克介  
5 縦覧図書の縦覧場所 北海道石狩支庁経済部建設指導課及び石狩市建設部建築課

### 道立中央水産試験場告示

#### 北海道立中央水産試験場告示第3号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
平成15年12月26日

北海道立中央水産試験場長 小池 幹雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
試験調査船おやしお丸上架修理工事 一式
- 2 落札を決定した日  
平成15年12月9日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名 檜崎造船株式会社  
(2) 住所 室蘭市築地町135番地
- 4 落札金額  
29,925,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成15年北海道立中央水産試験場告示第2号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名称 北海道立中央水産試験場総務部総務課  
(2) 所在地 北海道余市郡余市町浜中町238番地

### 道立釧路水産試験場告示

#### 北海道立釧路水産試験場告示第3号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
平成15年12月26日

北海道立釧路水産試験場長 山崎 宏

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
試験調査船北辰丸上架修理工事 一式
- 2 落札を決定した日

- 平成15年12月12日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名 釧路重工業株式会社  
(2) 住所 釧路市知人町1番5号
  - 4 落札金額  
36,645,000円
  - 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 6 一般競争入札の公告  
平成15年北海道立釧路水産試験場告示第2号
  - 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名称 北海道立釧路水産試験場企画総務部  
(2) 所在地 北海道釧路市浜町2番6号

### 道 議 会 告 示

#### 北海道議会告示第9号

平成7年北海道議会告示第1号（北海道議会議員の資産等の公開に関する規程）の一部を次のように改正する。

平成15年12月26日

北海道議会議長 神戸 典臣

北海道議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程  
北海道議会議員の資産等の公開に関する規程（平成7年北海道議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中

「商品先物取引の事業・雑所得」

を

「先物取引の事業・雑所得」

「得」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成15年12月26日から施行する。
- 2 この規程による改正後の北海道議会議員の資産等の公開に関する規程の規定は、平成16年分以後の所得に係る所得等報告書について適用し、平成15年分以前の所得に係る所得等報告書については、なお従前の例による。

## 道教育委員会教育長告示

## 北海道教育委員会教育長告示第14号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。  
 なお、この入札に係る調達には1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年12月26日

北海道教育委員会教育長 相馬 秋夫

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 道立学校校内LAN構築に係るシステムインテグレーション業務 53校
- (2) 調達をする特定役務の仕様等  
 購入済みのサーバ、クライアント等及び敷設済みの校内LAN配線により校内LANを構築するためのネットワークの設計及びその設計に基づく関連機器の設定を行う業務、また、構築したネットワーク及び関連する事項について、当該学校の職員を対象とした操作説明を行う業務

なお、詳細は入札説明書による。

- (3) 契約期間 契約日から平成16年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 経済産業大臣からシステムインテグレーター（S I）企業の登録を受けていること。
- (4) ネットワークスペシャリストを複数有すること。
- (5) 過去3年間（平成12年度から平成14年度まで）に官公庁又は民間事業者と本業務と類似する業務の契約及び履行実績を有すること。

## 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成16年1月13日から23日まで（土曜日及び日曜日を除く。  
 午前9時から午後5時）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8544 札幌市中央区北3条西7丁目  
 北海道教育庁生涯学習部高校教育課  
 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 718

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

## 4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁生涯学習部高校教育課

## 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館 北海道教育庁7階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060 - 8544 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁生涯学習部高校教育課）
- (2) 入札日時 平成16年2月4日（水）午前10時（送付による場合は、平成16年2月3日までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

## 6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から150条までの定めるところによる。

## 7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

## 8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

## 9 契約書作成の要否

要

## 10 その他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後、速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申請書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁生涯学習部高校教育課  
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8544 札幌市中央区北3条西7丁目  
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 718

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured :

Systems integration of Local Area Network at Prefectural Schools  
53 Prefectural Schools

B . Bid tendering date and time :

10 : 00 A. M., February 4, 2004

(If mailed, bids must arrive no later than February 3, 2004)

C . Contact : High School Education Division, Lifelong Learning Department, Hokkaido  
Office of Education

Nishi 7, Kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, Japan, 060-8544

Phone : 011-231-4111 Extension 35-718

**道教育庁上川教育局告示**

**北海道教育庁上川教育局告示第16号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年12月26日

北海道教育庁上川教育局長 金丸浩一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
パーソナルコンピュータ 一式 9台
- 2 落札を決定した日  
平成15年12月5日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏 名 有限会社高橋商店  
(2) 住 所 旭川市東光8条2丁目162番地の4
- 4 落札金額（1月当たりの単価）  
64,680円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成15年北海道教育庁上川教育局告示第13号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課  
(2) 所在地 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号

**道選挙管理委員会告示**

**北海道選挙管理委員会告示第202号**

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年12月26日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三

- |                  |   |                      |           |    |
|------------------|---|----------------------|-----------|----|
| 「介護老人保健施設愛<br>の里 | 同 | 西宮の沢1条4丁<br>目250番地12 | 平 2.12.20 | を  |
| 医療法人札幌宮の沢<br>病院  | 同 | 西宮の沢1条4丁<br>目250番地5  | 平 7. 3.10 |    |
| 「介護老人保健施設愛<br>の里 | 同 | 西宮の沢1条4丁<br>目14番5号   | 平 2.12.20 | に、 |
| 医療法人札幌宮の沢<br>病院  | 同 | 西宮の沢1条4丁<br>目14番35号  | 平 7. 3.10 |    |
| 「愛生会病院           | 同 | 東旭川町共栄233番6          | 平15.11. 6 | 」を |

「愛生会病院 医療法人社団木々の 会介護老人保健施設 みやびの森	同	東旭川町共栄233番6	平15.11.6	に
「医療法人社団英仁会 介護老人保健施設虹 ヶ丘	同	日吉14番6	平12.3.21	」を
「医療法人社団英仁会 介護老人保健施設虹 ヶ丘	同	日吉14番地6	平12.3.21	」に、
「ひがし十勝病院	同	中川郡幕別町字千住193番地4	平9.2.17	」を
「医療法人社団広翔館 十勝の杜病院	同	中川郡幕別町字千住193番地4	平9.2.17	」に、
「同 コスモス苑	同	月寒東4条10丁目 8番30号	15.10.20	」を
「同 コスモス苑	同	月寒東4条10丁目 8番30号	平15.10.20	」に、
「同 シルバーハイツ羊ヶ 丘3番館	同	月寒東4条15丁目 4番38号	平15.12.17	」を
「ケアハウスホワイト キャッスル	同	西宮の沢1条4丁 目250番地15	平10.12.14	」に、

「ケアハウスホワイト  
キャッスル 同 西宮の沢1条4丁  
目14番10号 平10.12.14」に改める。

**北海道選挙管理委員会告示第203号**

平成15年12月5日確定の漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定による海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりである。

平成15年12月26日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三

石狩後志海区	1,269	日高海区	1,484	宗谷海区	1,908
檜山海区	693	釧路十勝海区	2,260	留萌海区	542
渡島海区	4,564	根室海区	2,450		
胆振海区	628	網走海区	1,481		

**北海道選挙管理委員会告示第204号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年12月26日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三

（平成15年11月分）

政 党 の 支 部 で あ る か 否 か の 別	政 治 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名	会 計 責 任 者 の 氏 名	届 出 先
否	共生社会をめざす北海道ネットワーク	札幌市中央区北4条西12丁目	廣田まゆみ	小野和子	事務局
同	民族団体草莽塾	同 白石区北郷3条2丁目4-30	坪岡公康	山田文彦	同
同	トヨタ北海道政策研究会	苫小牧市字勇弘145番1	高橋満	川崎浩行	胆振支所
同	政治結社大日本護國憂志団	釧路市武佐4丁目37番6号	若生憲規	郷司規一	釧路支所

**北海道選挙管理委員会告示第205号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表す

る。  
平成15年12月26日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三

（平成15年11月分）

政 治 団 体 の 名 称	異 動 事 項	異 動	内 容	届 出 先
自由民主党北海道理容支部	会計責任者の氏名	新	滝本源造	事務局
同 岩内支部	主たる事務所の所在地	旧	岩内郡岩内町字相生45の1	後志支所

いさか紘一郎連合後援会	主たる事務所の所在地	美唄市西2条南2丁目1-1	日本商工美唄地区連盟内	美唄市西3条南2丁目4-22	空知支所
同	代表者の氏名	井坂 紘一郎		坂東 浩	同
たなだ繁雄砂川後援会	主たる事務所の所在地	砂川市東1条南10丁目3番9号		砂川市西1条北5丁目1-1	同
同	代表者の氏名	増井 友太郎		二宮 健志	同
旭川市医師連盟	会計責任者の氏名	沼崎 彰		中西 欽也	上川支所
中川町(今津ひろし/金田えいこう)後援会	主たる事務所の所在地	中川郡中川町字誉35番地		中川郡中川町字中川244番地1	同
自由民主党小平支部	同	留萌郡小平町字鬼鹿広富195番地	特殊土木工業(株)内	留萌郡小平町字小平町158番地の1	留萌支所
同	会計責任者の氏名	山内 裕		横山 徹	同
廣瀬忠雄後援会	同	森江 久則		石川 孝次	宗谷支所
岩倉博文豊浦町後援会	主たる事務所の所在地	虻田郡豊浦町字旭町26-1		虻田郡豊浦町字東雲町23-4	胆振支所
いわま英彦連合後援会	同	伊達市鹿島町6番地1		伊達市鹿島町67番地	同
同	代表者の氏名	岩間 英彦		渋谷 幸夫	同
同	会計責任者の氏名	寿浅 雅俊		菊地 尊	同
北海道不動産政治連盟苫小牧支部	主たる事務所の所在地	苫小牧市表町2丁目3番18号	富士ビル6階	苫小牧市双葉町1丁目1番1号	同
自由民主党足寄支部	同	足寄郡足寄町南3条1丁目		足寄郡足寄町北1条2丁目	十勝支所
同 池田支部	同	中川郡池田町西1条6丁目11		中川郡池田町東8番地	同
同 浦幌支部	同	十勝郡浦幌町字末広町17		十勝郡浦幌町万年343	同
同 音更支部	同	河東郡音更町字下音更北7線西12番地		河東郡音更町木野大通西6丁目1番地	同
同 上士幌支部	同	同 上士幌町字上士幌東3線237		同 上士幌町10区	同
同 更別支部	同	河西郡更別村字更別南1線77番地5		河西郡更別村中央町	同
同 士幌支部	同	河東郡士幌町字士幌常盤		河東郡士幌町字士幌西2線160	同
同 清水支部	同	上川郡清水町南2条7丁目		上川郡清水町本通2丁目14-1	同
同 新得支部	同	同 新得町屈足旭町2丁目14番地		同 新得町本通南3-1	同
同 大樹支部	同	広尾郡大樹町東本通23番地		広尾郡大樹町西本通26	同
同 忠類支部	同	同 忠類村字忠類369-21		同 忠類村字忠類214-1	同
同 豊頃支部	同	中川郡豊頃町茂岩本町62	多田建設内	中川郡豊頃町茂岩本町1番地	同
同 中札内支部	同	河西郡中札内村東3条南5丁目		河西郡中札内村大通南3丁目	同
同 広尾支部	同	広尾郡広尾町並木通西1丁目93番地		広尾郡広尾町東1条12丁目2番地	同
同 北海道第十一選挙区支部	同	帯広市東2条南13丁目	まるせん第1ハイム1階	帯広市西1条南29丁目17-1	同
同 本別支部	同	中川郡本別町柏木町59-1		中川郡本別町北1丁目4-10	同
同 幕別支部	同	同 幕別町札内新北町74-16		同 幕別町札内中央町460	同
同 芽室支部	同	河西郡芽室町東4-2-10		河西郡芽室町東1条9丁目	同
同 陸別支部	同	足寄郡陸別町大通1丁目	菊地組内	足寄郡陸別町大通1丁目	同
砂川敏文防衛協力団体後援会	同	帯広市西16条南6丁目24-8		帯広市稲田町西2線7-81	同
同	代表者の氏名	大浦 達也		八木 誠司	同
同 連合後援会	同	梶原 雅仁		伊賀 光	同
中川昭一防衛協力団体後援会	同	大浦 達也		八木 誠司	同
同	会計責任者の氏名	野田 健七		大浦 達也	同
つばた重夫後援会	代表者の氏名	濱屋 進		鷹架 武夫	根室支所

中司政策懇話会	会計責任者の氏名	金 曾 義 昭	渡 部 弘 道	根室支所
中司哲雄後援会	同	同	同	同

北海道選挙管理委員会告示第206号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年12月26日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三  
(平成15年11月分)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散の年月日	届出先
民族団体草莽塾	坪 岡 公 康	平15.11.19	事務局
山田孝夫と明るい郷土を創る会	守 屋 勝 規	同15. 4. 5	上川支所
山本展男後援会	浅 田 薫	同15.11. 5	留萌支所

佐藤悦夫後援会	山 崎 安兵衛	同15.11.10	胆振支所
中出正後援会	中 出 正	同15.11.25	同

北海道選挙管理委員会告示第207号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成15年12月26日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

(平成15年11月分)

資金管理団体の届出をした者	資 金 管 理 団 体	管 理 団 体	届 出 先
氏 名 公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
廣 田 まゆみ 衆議院小選挙区	共生社会をめざす北海道ネットワーク	札幌市中央区北4条西12丁目	廣 田 まゆみ 事務局
井 坂 紘一郎 美 唄 市 長	いさか紘一郎連合後援会	美唄市西2条南2丁目1-1 日本商工美唄地区連盟内	井 坂 紘一郎 空知支所
岩 間 英 彦 北海道議会議員	いわま英彦連合後援会	伊達市鹿島町6番地1	岩 間 英 彦 胆振支所

北海道選挙管理委員会告示第208号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のと

おり公表する。

平成15年12月26日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

(平成15年11月分)

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 内 容	届 出 先
氏 名 公職の種類			新 旧	
中 司 哲 雄 北海道議会議員	中司政策懇話会	会計責任者の氏名	金 曾 義 昭 渡 部 弘 道	根室支所

北海道選挙管理委員会告示第209号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定取消届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公

表する。

平成15年12月26日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

(平成15年11月分)

資金管理団体の指定の取消届出をした者	資 金 管 理 団 体	指 定 取 消 届 出 先
氏 名 公職の種類	資金管理団体の名称 主たる事務所の所在地	年 月 日 代表者の氏名

## 道 公 安 委 員 会 告 示

### 北海道公安委員会告示第166号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成15年12月26日

北海道公安委員会委員長 佐野文男

1	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社 平和		
	代表者の氏名	代表取締役 中島 潤		
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8		
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型式名	CR・木枯し紋次郎EJ	
	製造業者名	株式会社 平和	型式試験番号	30084800
	検定年月日	平成15年12月26日	検定番号	第30084800号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年12月26日）から3年間		
2	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア		
	代表者の氏名	代表取締役 井置 定男		
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地		
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型式名	CR大江戸百景VS2	
	製造業者名	株式会社ソフィア	型式試験番号	30087600
	検定年月日	平成15年12月26日	検定番号	第30087600号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年12月26日）から3年間		
3	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社		
	代表者の氏名	代表取締役 岸 勇夫		
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地		
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型式名	CR力也HR	
	製造業者名	マルホン工業株式会社	型式試験番号	30085700
	検定年月日	平成15年12月26日	検定番号	第30085700号

4	検定の有効期間	公示の日（平成15年12月26日）から3年間		
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 マルホン工業株式会社		
	代表者の氏名	代表取締役 岸 勇夫		
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地		
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	CR力也CT		
	製造業者名	マルホン工業株式会社	型式試験番号	30087400
	検定年月日	平成15年12月26日	検定番号	第30087400号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年12月26日）から3年間		
5	検定申請者の氏名又は名称及び住所	沖縄県宜野湾市真志喜二丁目13番10号 株式会社メーシー販売		
	代表者の氏名	代表取締役 別所 直鋼		
	製造又は検査を行う事業所の所在地	千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地		
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型式名	CRモーレッツ一家K	
	製造業者名	株式会社メーシー販売	型式試験番号	30083900
	検定年月日	平成15年12月26日	検定番号	第30083900号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年12月26日）から3年間		
6	検定申請者の氏名又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社 藤商事		
	代表者の氏名	代表取締役 松元 邦夫		
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地		
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型式名	CR世界むかし話W	
	製造業者名	株式会社 藤商事	型式試験番号	30085400
	検定年月日	平成15年12月26日	検定番号	第30085400号
	検定の有効期間	公示の日（平成15年12月26日）から3年間		
7	検定申請者の氏名又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社 藤商事		
	代表者の氏名	代表取締役 松元 邦夫		
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地		
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型式名	CR世界むかし話G	
	製造業者名	株式会社藤商事	型式試験番号	30077600
	検定年月日	平成15年12月26日	検定番号	第30077600号

8	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
	型 式 名	CR世界むかし話S			
	製造業者名	株式会社 藤商事	型式試験番号	30089200	
	検 定 年 月 日	平成15年12月26日	検 定 番 号	第30089200号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年12月26日）から3年間			
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社 藤商事			
代表者の氏名	代表取締役 松元 邦夫				
製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地				
9	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
	型 式 名	CRおめでとございまーすMC			
	製造業者名	株式会社ニューギン	型式試験番号	30084900	
	検 定 年 月 日	平成15年12月26日	検 定 番 号	第30084900号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年12月26日）から3年間			
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン			
代表者の氏名	代表取締役 新井 悠司				
製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1				
10	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
	型 式 名	CRドラツモ天国M			
	製造業者名	豊丸産業株式会社	型式試験番号	30088400	
	検 定 年 月 日	平成15年12月26日	検 定 番 号	第30088400号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年12月26日）から3年間			
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社			
代表者の氏名	代表取締役 永野 裕豊				
製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地				
11	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
	型 式 名	CRトップクルージング3B1			
	製造業者名	株式会社まさむら遊機	型式試験番号	32087900	
	検 定 年 月 日	平成15年12月26日	検 定 番 号	第32087900号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年12月26日）から3年間			
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区中砂町145番地 株式会社まさむら遊機			
12	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
	型 式 名	CRトップクルージングGX1			
	製造業者名	株式会社まさむら遊機	型式試験番号	30090100	
	検 定 年 月 日	平成15年12月26日	検 定 番 号	第30090100号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年12月26日）から3年間			
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区中砂町145番地			
代表者の氏名	代表取締役 後藤 常喜				
13	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
	型 式 名	チャップリン・ワールド			
	製造業者名	奥村遊機株式会社	型式試験番号	30086400	
	検 定 年 月 日	平成15年12月26日	検 定 番 号	第30086400号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年12月26日）から3年間			
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区中砂町145番地			
代表者の氏名	代表取締役 奥村 昌美				
製造又は検査を行う事業所の所在地	本社工場：愛知県名古屋市中村区中砂町145番地 小山工場：静岡県駿東郡小山町用沢字萩窪1441番地				
14	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
	型 式 名	CRチャールズ・チャップリンES			
	製造業者名	奥村遊機株式会社	型式試験番号	30084300	
	検 定 年 月 日	平成15年12月26日	検 定 番 号	第30084300号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年12月26日）から3年間			
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区中砂町145番地			
代表者の氏名	代表取締役 奥村 昌美				
製造又は検査を行う事業所の所在地	本社工場：愛知県名古屋市中村区中砂町145番地 小山工場：静岡県駿東郡小山町用沢字萩窪1441番地				
15	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
	型 式 名	CR大工の源さんM2			
	製造業者名	株式会社三洋物産	型式試験番号	20091000	
	検 定 年 月 日	平成15年12月26日	検 定 番 号	第20091000号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年12月26日）から3年間			
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区中砂町145番地			
代表者の氏名	代表取締役 金沢 要求				
製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区中砂町145番地				
15	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
	型 式 名	CR大工の源さんM2			
	製造業者名	株式会社三洋物産	型式試験番号	20091000	
	検 定 年 月 日	平成15年12月26日	検 定 番 号	第20091000号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年12月26日）から3年間			
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区中砂町145番地			
代表者の氏名	代表取締役 井置 定男				
製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア				

16	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地			
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
		型式名	CR大江戸百景GS		
		製造業者名	株式会社ソフィア	型式試験番号	30090300
		検定年月日	平成15年12月26日	検定番号	第30090300号
検定の有効期間	公示の日(平成15年12月26日)から3年間				
17	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア			
	代表者の氏名	代表取締役 井置定男			
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地			
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
		型式名	CR大江戸百景GS2		
製造業者名		株式会社ソフィア	型式試験番号	30088700	
検定年月日		平成15年12月26日	検定番号	第30088700号	
検定の有効期間	公示の日(平成15年12月26日)から3年間				
18	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア			
	代表者の氏名	代表取締役 井置定男			
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地			
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
		型式名	CR大江戸百景VS		
製造業者名		株式会社ソフィア	型式試験番号	30089100	
検定年月日		平成15年12月26日	検定番号	第30089100号	
検定の有効期間	公示の日(平成15年12月26日)から3年間				
19	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社			
	代表者の氏名	代表取締役 里見治			
	製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8			
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
		型式名	CRワイワイビンゴST		
製造業者名		サミー株式会社	型式試験番号	30084200	
検定年月日		平成15年12月26日	検定番号	第30084200号	
検定の有効期間	公示の日(平成15年12月26日)から3年間				
20	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社			
	代表者の氏名	代表取締役 里見治			
	製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8			
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
型式名		CR猛獣王FN			
製造業者名		サミー株式会社	型式試験番号	30091200	
検定年月日	平成15年12月26日	検定番号	第30091200号		
検定の有効期間	公示の日(平成15年12月26日)から3年間				
21	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社			
	代表者の氏名	代表取締役 里見治			
	製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8			
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
		型式名	CR猛獣王HN33		
製造業者名		サミー株式会社	型式試験番号	30089800	
検定年月日		平成15年12月26日	検定番号	第30089800号	
検定の有効期間	公示の日(平成15年12月26日)から3年間				
22	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社 三共			
	代表者の氏名	代表取締役社長 毒島秀行			
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1			
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
		型式名	CRフィーバージャングルガールMX		
製造業者名		株式会社 三共	型式試験番号	30088900	
検定年月日		平成15年12月26日	検定番号	第30088900号	
検定の有効期間	公示の日(平成15年12月26日)から3年間				
23	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社 三共			
	代表者の氏名	代表取締役社長 毒島秀行			
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1			
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
		型式名	CRフィーバージャングルガールJX		
製造業者名		株式会社 三共	型式試験番号	30089400	
検定年月日		平成15年12月26日	検定番号	第30089400号	
検定の有効期間	公示の日(平成15年12月26日)から3年間				
24	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都台東区東上野三丁目12番9号 株式会社エース電研			
	代表者の氏名	代表取締役 武本孝俊			
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目198番地1			
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
型式名		CRウィンターコレクション FX			

25	要	製造業者名	株式会社エース電研	型式試験番号	30091500	1 落札に係る物品等の名称及び数量 映像射撃シミュレータ装置 9式 2 落札を決定した日 平成15年10月21日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 日立キャピタル株式会社 (2) 住所 東京都港区西新橋2丁目15番12号 4 落札金額（1月当たりの単価） 1,568,700円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成15年北海道警察本部告示第122号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
	検定年月日	平成15年12月26日	検定番号	第30091500号		
	検定の有効期間	公示の日（平成15年12月26日）から3年間				
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産				
	代表者の氏名	代表取締役 金 沢 要 求				
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県名古屋市千種区今池二丁目1番27号				
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機			
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
		型式名	CR大工の源さんM5Z			
		製造業者名	株式会社三洋物産	型式試験番号	30084400	
検定年月日	平成15年12月26日	検定番号	第30084400号			
検定の有効期間	公示の日（平成15年12月26日）から3年間					
26	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産				
	代表者の氏名	代表取締役 金 沢 要 求				
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県名古屋市千種区今池二丁目1番27号				
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機			
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
		型式名	CR大工の源さんM6Z			
		製造業者名	株式会社三洋物産	型式試験番号	30087100	
	検定年月日	平成15年12月26日	検定番号	第30087100号		
	検定の有効期間	公示の日（平成15年12月26日）から3年間				
	27	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産			
代表者の氏名		代表取締役 金 沢 要 求				
製造又は検査を行う 事業所の所在地		愛知県名古屋市千種区今池二丁目1番27号				
型式の概要		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機			
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
		型式名	CR大工の源さんL7Z			
		製造業者名	株式会社三洋物産	型式試験番号	30085100	
検定年月日		平成15年12月26日	検定番号	第30085100号		
検定の有効期間		公示の日（平成15年12月26日）から3年間				
<b>道 警 察 本 部 告 示</b>						
北海道警察本部告示第180号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成15年12月26日 <div style="text-align: right;">北海道警察本部長 芦 刈 勝 治</div>						